

新見市災害廃棄物処理計画〈概要版〉

計画策定の背景及び目的

近年では、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨等、各地で頻発する災害によって大きな被害が発生しており、災害廃棄物の処理等が大きな課題となっています。

災害廃棄物の処理に当たっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用等による減量化も必要であることから、本市においても、「災害廃棄物対策指針（改定版）」、「岡山県災害廃棄物処理計画（改訂版）」及び「新見市地域防災計画」等を踏まえ、今後発生が予想される大規模地震等に備えて、災害により発生した廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として「新見市災害廃棄物処理計画」を策定します。

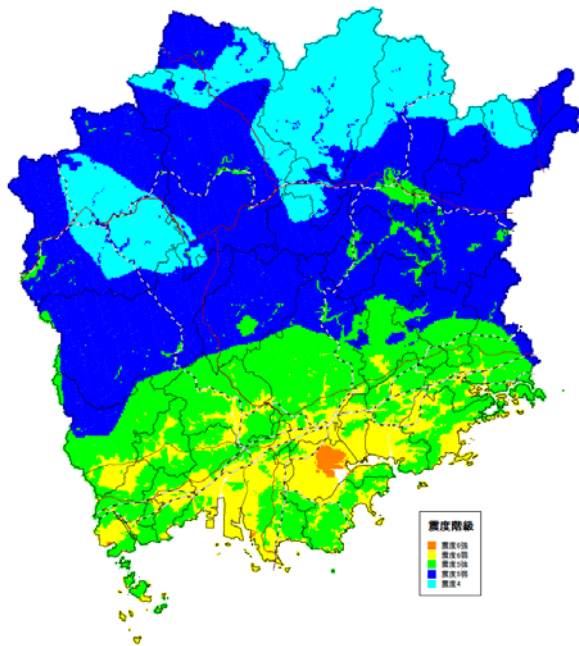
計画の位置付け

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（改定版）」に基づき、「岡山県災害廃棄物処理計画（改訂版）」との整合を図りつつ、本市の災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と具体的な対応方策を示すものです。

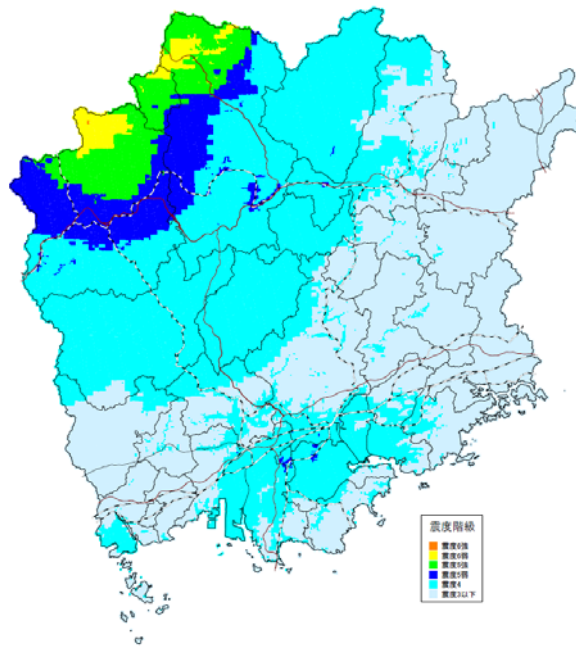
対象とする災害

■ 地震 ■

地震災害については、「新見市地域防災計画」で想定している南海トラフ巨大地震及び鳥取県西部地震を本計画における想定地震とします。



南海トラフ巨大地震の震度分布



鳥取県西部地震の震度分布

■ 風水害 ■

風水害については、梅雨前線による集中豪雨や台風による被害が想定されますが、本市において近年甚大な被害が発生した令和元年9月集中豪雨災害を本計画における想定風水害とします。

対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物があり、本計画において対象とする災害廃棄物は以下に示すとおりです。



可燃物、可燃系混合物



木くず



畳・布団



不燃物、不燃系混合物



コンクリートがら等



金属くず



廃家電（4品目）



小型家電、その他家電



腐敗性廃棄物



有害廃棄物、危険物



廃自動車等



適正処理が困難な廃棄物

処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条第1項の規定に基づき、原則として本市が処理主体となり処理を行います。しかし、被害が甚大で、本市が自ら処理することが困難な場合においては、「地方自治法」第252条の14に基づき、県に対して災害廃棄物の処理を委託する場合があります。

■本市の役割■

災害時における本市の役割は災害廃棄物の処理であり、平時においては災害発生に備えて一般廃棄物処理施設の耐震化等や仮置場候補地の選定等を行います。

■市民の役割■

平時から、家庭における減災の取組や退蔵品の適正な廃棄・リサイクル等により、災害廃棄物の発生抑制に努めるものとします。また、災害時には、本市が行う災害廃棄物処理に係る広報等に注意を払うとともに、定められた搬入・分別方法に基づき仮置場へ適正に排出するなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に協力するものとします。

災害廃棄物処理のための体制

市長は、市域に非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害救助その他の緊急応急対策及び災害応急復旧、その他の防災活動を開始する必要があると認めたときは、「新見市災害対策本部条例」及び「新見市災害対策規程」に基づき、市長を本部長とする新見市災害対策本部を設置します。

災害廃棄物処理方針

処理完了期間については、「岡山県災害廃棄物処理計画（改訂版）」に基づき、最長でも災害発生時点から3年以内とし、具体的には災害発生後に被災状況や災害廃棄物発生量等を考慮して設定します。

■ 計画的かつ迅速な処理 ■

市民の健康の保護、環境衛生の確保を確実に図るとともに、迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や被害状況等を的確に把握し、国や県等とも連携のうえ、計画的かつ迅速に処理を行います。

■ 安全の確保・環境への配慮 ■

建築物の解体や災害廃棄物の収集運搬・保管・処理等の作業実施に当たっては、安全性を確保しつつ、大気質、水質、騒音・振動、悪臭等、周辺的生活環境への影響に十分配慮します。

■ 分別・リサイクルの推進 ■

仮置場への搬入時や倒壊家屋の解体・撤去時等から可能な限り分別を行うとともに、破碎・選別等により、リサイクル可能なものは極力リサイクルを図ることで、地域の復興に役立てるとともに、埋立処分量の低減を図ります。

■ 経済性に配慮した処理 ■

処理の緊急性等を考慮しながら、可能な限り合理性のある処理方法を選択することで、経済的な処理に努めます。

■ 市民・事業者への分かりやすい広報 ■

市民や事業者に対し、片付けごみや生活ごみの排出・分別方法を分かりやすく広報することで、混乱を防ぐとともに、分別の徹底や指定場所以外への排出・集積禁止等、ごみ出しルールを指導します。

災害廃棄物発生量と処理の流れ

地震被害のうち本市において被害が最大となる鳥取県西部地震による災害廃棄物発生量は2,644トンと推計されます。災害廃棄物は、本市における処理状況を踏まえて可能な限り再資源化に努めるものとし、廃棄物の種類ごとに適正に処理します。

可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
471 トン	486 トン	1,372 トン	174 トン	141 トン	2,644 トン



災害廃棄物発生量の推計結果と処理の流れ

仮置場

鳥取県西部地震で必要な仮置場の面積は631m²と推計されます。仮置場は、平時から候補地を選定し、必要面積や配置を検討するなどの事前準備を進めることで、災害発生時に円滑な運用が行えるようにしておくことが望ましいことから、平時から庁内関係部局等と事前調整を行っています。



令和元年災害時の仮置場の様子

損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施しますが、あらかじめ検討した基準に照らし、公費による損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を実施するか判断し、実施する場合は関係部局と連携し作業を行います。なお、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は重機による作業があり、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員が必要となるため、事前に関係部局と連携について検討しておきます。

思い出の品等の取り扱い

災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品（アルバム、写真、位牌、賞状、手帳等）や貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属等）を取り扱う必要があることを前提として、遺失物法等の関連法令での手続きや対応も確認の上で、事前に取り扱いルールを定め、その内容の周知に努めます。

思い出の品等の取り扱いルールとしては、思い出の品等の定義、持主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等を検討します。

避難所ごみ・し尿の処理

■ 避難所ごみの処理 ■

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うものとします。避難所等の生活ごみは、災害発生後3～4日後（特に、夏季は早期の取組が必要）には収集運搬・処理を開始することを目標とします。

断水が続いている場合には、弁当がらやカップ麺等の食品容器やペットボトル等の飲料容器が大量に発生することが考えられます。また、廃棄物の腐敗に伴うハエ等の害虫の発生や生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、その対策を検討します。

■ し尿の処理 ■

災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、発災初動時のし尿処理に関して、被災者の生活に支障が生じないよう、災害の規模を踏まえ必要に応じて携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ（災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ）の設置を検討します。